

本市に必要な博物館施設及び収蔵庫の機能等について

2026.01.28

目次

1. 第1回検討会振り返り	
1-1 第1回検討会資料まとめ	P.2
1-2 主な意見	P.3
1-3 第2回検討会までに必要な資料等	P.3
2. 施設の管理運営状況の整理	
2-1 設置及び管理運営の種別	P.4
2-2 博物館施設の管理運営状況	P.5
2-3 学芸員の配置状況	P.6
3. 学芸員へのヒアリング	P.7
4. 本市に必要な博物館施設の機能等（たたき台）	P.8
5. 本市に必要な収蔵庫の機能等（たたき台）	P.9
参考 収蔵資料の取扱方針の事例	P.10

1 第1回検討会振り返り

1-1 第1回検討会資料まとめ

第1回検討会では、博物館施設について広く調査を行い、他施設との比較から本市における博物館施設の課題を抽出した。

■ 博物館に関する調査のまとめ

1 博物館の数と構成

本市における人文社会系博物館の数は、政令指定都市の平均を下回っている。

多くの政令指定都市が中核博物館や包括的に地域の歴史を取り扱う博物館を有しているのに対し、本市にはどちらも存在せず、テーマ館が点在しており、現状、地域の歴史を不足なく伝える施設構成とはいえない。

広島県内には郷土史や地域の民俗を扱う小規模館が点在している状況であり、中核博物館や包括的に地域の歴史を取り扱う博物館は設置されていない。

県内の博物館の多くが年間開館日数200日、来館者数100人未満の状況であり、これらの状況も視野に入れた施設整理やネットワークづくりが望まれる。

2 博物館の規模

他の政令指定都市の中核博物館や包括的に地域の歴史を取り扱う博物館は、延床面積10,000㎡程度の施設が多く、調査・研究や生涯学習の拠点として十分な施設規模を有している。一方、本市は中核博物館等を有しておらず、そのために十分な施設規模を有した施設が望まれる。

3 来館者数

政令指定都市の中核博物館や包括的に地域の歴史を取り扱う博物館と比較すると、郷土資料館は来館者数が少ない。

博物館の来館者数は、交通の利便性や周辺の施設といった環境的要因と、展示の訴求力や市民活動の状況などの博物館的要因等の要素が複合的に関係すると考えられるため、今回の調査では来館者数に影響を及ぼす明確な要因は判明しなかった。

4 リニューアル状況

政令指定都市の人文社会系博物館のうち70%以上の施設が、既にリニューアルを行っている又は予定している。

■ 市内収蔵庫に関する調査のまとめ

1 収蔵環境

一部の収蔵庫を除いて収蔵庫使用率はほぼ100%となっており、ゆとりがない状況であることに加え、施設の老朽化が目立ち、温湿度管理や虫害予防も徹底が難しい環境にある。

2 資料管理

定期的に資料の管理・清掃を行うとともに、種類別で分類し、同じ種類の資料については寄贈者別に分類して管理するなど、一定程度整頓されている状況にある。

3 収蔵庫の立地

市内中心部からの利便性が悪いことから、資料の活用や管理が難しい状況にある。

4 資料の収集方針・管理方針

広島市博物館基本構想に基づき収集した資料については、旧日本銀行広島支店での常設展示や、各施設での展示会開催、デジタル化した資料のウェブサイト公開などを行っているものの、一部の資料については、寄贈者不明のものや老朽化等により展示に耐えられないものが長期間保管されているなど、体系的な整理や効率的な管理が十分にできていない状況にある。このため、資料の収集や廃棄も含めた管理方針を整理するなど、資料管理の在り方についても改めて見直す必要がある。

5 他の政令指定都市との比較

他の政令指定都市においては、本市のように市が所有する民俗資料を保管する収蔵施設の例は見られず、比較が困難であった。

1 第1回検討会振り返り

1-2 主な意見

博物館

- 役割** ▶ 市民が学芸員とともにモノを通じて地元の歴史が学べる生涯学習・社会教育の拠点が必要。
- 施設構成** ▶ 現状では、被爆後の歴史が中心で、それ以前の広島独自の歴史を学ぶ機会が少ないと感じる。
- 中核機能**
 - ▶ 広島文化施設は分散型の構成であり、バーチャルであっても全体をつなぐ中核機能は整備すべき。
 - ▶ 中核機能を有する館を整備すれば、改正博物館法で強調されている地域連携・ネットワーク化を進めることができる。
- 施設整備の考え方**
 - ▶ 総務省が統廃合を認める方針を示して以降、全国的に公共施設の整理が進んでいる状況であり、施設を作ることが本当に重要なのかを考える必要がある。
 - ▶ 現状の資料やニーズを把握し、コレクションを基にどのような活動をするかによってハードの在り方を決める必要がある。
 - ▶ 施設を整備する場合は、「何のために、誰のために、どうして必要なのか」を明確にすることが重要。
 - ▶ 施設を整備する場合は、博物館施設単体で考えるのではなく、配置場所のバランスなどまちづくりの観点からも考える必要がある。
 - ▶ 施設を作るとしても、市民がどう関わり使っていくかが重要なポイントである。
 - ▶ 人口減少や過疎化、利用者の利便性といった観点から、施設の複合化は重要な論点となる。
 - ▶ 高齢化や観光の視点からも、学びを目的とした外出機会を増やすことは必要であり、博物館が果たす役割は大きい。
 - ▶ 博物館のマネジメントに官民連携の考え方を入れていく必要がある。
- 立地** ▶ 広島という街が歴史的・社会的にどのような経緯を辿ったかを伝える場が街中に少ないため、街中に学べる場の機能があると良い。また、交通の利便性の高い場所にある博物館は観光にも寄与する。

収蔵庫

- 管理方針**
 - ▶ 現物があることは重要だが、現物の保管・展示か、バーチャルで展示するのかなど選択と集中を考える必要がある。
 - ▶ 何らかの収集・廃棄方針は設けたほうが良い。他の自治体でも対応に苦慮しているケースが多く、情報収集をしながら検討を進めるのが良い。

1-3 第2回検討会までに必要な資料等

施設の管理運営状況の整理

- ・ 設置及び管理運営の種別
- ・ 博物館施設の管理運営状況
- ・ 学芸員の配置状況

ヒアリング調査

- ・ 学芸員へのヒアリング

収蔵資料の取扱状況

- ・ 収蔵資料の取扱方針の事例

アンケート調査

- ・ 市民アンケート（今後検討）

2 施設の管理運営状況の整理

2-1 設置及び管理運営の種別

博物館施設の設置及び管理運営の種別について、大きく以下の3つに分類される。

種別	内容	施設数	施設例
公設公営	自治体が設置し、直接管理運営を行うものであり、政令指定都市の中核博物館又は包括的に地域の歴史を取り扱う博物館では最も多い。	81館 (うち、政令指定都市の中核博物館又は包括的に地域の歴史を取り扱う博物館は13館)	県立 千葉県立中央博物館（千葉県） 埼玉県立歴史と民俗の博物館（埼玉県） 市立 名古屋市博物館（名古屋市） 京都市考古資料館（京都市） 福岡市博物館（福岡市） 北九州市立自然史・歴史博物館（北九州市）
公設民営	自治体が設置し、公益的法人又は民間事業者が管理運営を行うものであり、管理運営団体として、公益的法人や一般財団法人が多い。	54館 (うち、政令指定都市の中核博物館又は包括的に地域の歴史を取り扱う博物館は5館)	横浜市歴史博物館（指定管理者：公益財団法人 横浜市ふるさと歴史財団） 大阪歴史博物館（地方独立行政法人 大阪市博物館機構）
民設民営	民間事業者等が設置し、直接管理運営を行うものであり、例えば、企業が設立し、当該企業の歴史や製造物などを展示する博物館などがある。	不明	トヨタ鞍ヶ池記念館（設置者：トヨタ自動車㈱） シマノ自転車博物館（設置者：公益財団法人 シマノ・サイクル開発センター）

※ 施設数は第1回の検討会の調査時点におけるもの。

2 施設の管理運営状況の整理

2-2 博物館施設の管理運営状況

(1) 本市における博物館施設の管理運営状況

本市の博物館施設は、水道資料館を除き公益的法人又は民間事業者が管理運営を行っている。また、指定管理者は広島城を除き**公益的法人（本市関係団体）**である。なお、広島城は民間の共同企業体（JV）が指定管理者として管理運営を行い、学芸業務は公益的法人（本市関係団体）に委託している。

■本市の博物館施設

NO	分野	施設名称	管理運営方式	管理運営者	その他
1	歴史	広島城	指定管理	広島城アソシエイツ（JV） （民間）	学芸業務は公益財団法人広島市文化財団へ委託している。
2	歴史	広島平和記念資料館	指定管理	公益財団法人 広島平和文化センター （公益的法人）	
3	歴史	広島市水道資料館	直営	広島市	
4	郷土	広島市郷土資料館	指定管理	公益財団法人広島市文化財団 （公益的法人）	
5	美術	広島市現代美術館	指定管理	公益財団法人広島市文化財団 （公益的法人）	
6	科学	広島市江波山気象館	指定管理	公益財団法人広島市文化財団 （公益的法人）	
7	科学	広島市健康づくりセンター健康科学館	指定管理	公益財団法人広島原爆障害対策協議会 （公益的法人）	
8	科学	広島市こども文化科学館	指定管理	公益財団法人広島市文化財団 （公益的法人）	
9	科学	広島市交通科学館	指定管理	公益財団法人広島市文化財団 （公益的法人）	
10	動物園	広島市安佐動物公園	指定管理	公益財団法人広島市みどり生きもの協会 （公益的法人）	
11	動物園	広島市森林公園こんちゅう館	指定管理	公益財団法人広島市みどり生きもの協会 （公益的法人）	
12	植物園	広島市植物公園	指定管理	公益財団法人広島市みどり生きもの協会 （公益的法人）	

【参考】本市の関係施設における管理状況

NO	分野	施設名称	管理運営方式	管理運営者	その他
1	歴史	埋蔵文化財保存活用施設	直営	広島市	学芸業務は公益財団法人広島市文化財団へ委託している。
2	歴史	旧日本銀行広島支店	直営	広島市	

(2) 政令指定都市における博物館施設の管理運営状況

政令指定都市における中核博物館及び包括的に地域の歴史を取り扱う博物館は市直営が多い。一方、横浜市、新潟市、静岡市は、**公益的法人（市関係団体）**が指定管理者として管理運営を行っている。

■政令指定都市における中核博物館及び包括的に地域の歴史を取り扱う博物館

NO	政令指定都市名称	施設名称	管理運営方式	管理運営者	同団体が管理するその他の施設
1	札幌市	北海道博物館	直営	札幌市	
2	仙台市	仙台市博物館	直営	仙台市	
3	さいたま市	埼玉県立歴史と民族の博物館	直営	埼玉県	
4	千葉市	千葉県立中央博物館	直営	千葉県	
5	横浜市	横浜市歴史博物館	指定管理	横浜市ふるさと歴史財団（公益的法人）	横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館、横浜市三殿台考古館、埋蔵文化財センター、横浜市八聖殿資料館 等
6	相模原市	相模原市立博物館	直営	相模原市	
7	新潟市	新潟市歴史博物館	指定管理	新潟市芸術文化振興財団（公益的法人）	りゅーとぴあ（新潟市民芸術文化会館）、新潟市音楽文化会館、新潟県民会館、新潟市文化財旧小澤家住宅 等
8	静岡市	静岡市歴史博物館	指定管理	静岡市文化振興財団（公益的法人）	静岡音楽館AOI、静岡科学館る・く・る、静岡市美術館、静岡市生涯学習センター、中勘助文学記念館、静岡市清水文化会館マリナート
9	浜松市	浜松市博物館	直営	浜松市	
10	名古屋市	名古屋市博物館	直営	名古屋市	
11	京都市	京都府京都文化博物館	無償貸付(普通財産)	京都文化財団（公益的法人）	
12	大阪市	大阪歴史博物館	独立行政法人	大阪市博物館機構（地方独立行政法人）	大阪市立美術館、大阪市立自然史博物館、大阪市立東洋陶磁美術館、大阪市立科学館、大阪中之島美術館
13	堺市	堺市博物館	直営	堺市	
14	神戸市	神戸市立博物館	直営	神戸市	
15	岡山市	岡山シティミュージアム	直営	岡山市	
16	北九州市	北九州市立自然史・歴史博物館	直営	北九州市	
17	福岡市	福岡市博物館	直営	福岡市	
18	熊本市	熊本博物館	直営	熊本市	

2 施設の管理運営状況の整理

2-3 学芸員の配置状況

本市の博物館施設では、各施設が所管する分野を専門とする学芸員が配置されている。

(単位：人)

NO	分野	施設名称	学芸員数	分野別人員（カッコ内は非常勤学芸員の人数（内数））					
				歴史	郷土	理工	自然史	美術	動物園等
1	歴史	広島城	7 (2)	7 (2)					
2	歴史	広島平和記念資料館	11 (3)	11 (3)					
3	歴史	広島市水道資料館	-						
4	郷土	広島市郷土資料館	4 (1)		4 (1)				
5	美術	広島市現代美術館	7 (2)					7 (2)	
6	科学	広島市江波山気象館	5 (2)			5 (2)			
7	科学	広島市健康づくりセンター健康科学館	-						
8	科学	広島市こども文化科学館	8 (3)			8 (3)			
9	科学	広島市交通科学館	8	4		4			
10	動物園	広島市安佐動物公園	12						12
11	動物園	広島市森林公園こんちゅう館	4						4
12	植物園	広島市植物公園	7						7
合計			73 (13)	22 (5)	4 (1)	17 (5)		7 (2)	23

【参考1】本市関係施設における学芸員の配置状況

(単位：人)

NO	分野	施設名称	学芸員数	分野別人員（カッコ内は非常勤学芸員の人数（内数））					
				歴史	郷土	理工	自然史	美術	動物園等
1	歴史	埋蔵文化財保存活用施設	8 (1)	7 (1)			1		
2	歴史	旧日本銀行広島支店	4 (4)	4 (4)					
合計			12 (5)	11(5)			1		

【参考2】政令指定都市の中核博物館や包括的に地域の歴史を取り扱う博物館における学芸員の配置状況

(単位：人)

NO	区分	政令指定都市名称	施設名称	学芸員数（常勤のみ）
1	中核	札幌市	北海道博物館	30
2	包括	仙台市	仙台市博物館	8
3	中核	さいたま市	埼玉県立歴史と民族の博物館	21
4	中核	千葉市	千葉県立中央博物館	46
5	包括	相模原市	相模原市立博物館	8
6	中核	新潟市	新潟市歴史博物館	7
7	包括	静岡市	静岡市歴史博物館	7
8	包括	浜松市	浜松市博物館	4
9	中核	名古屋市	名古屋市博物館	18
10	包括	京都市	京都府京都文化博物館	12
11	包括	大阪市	大阪歴史博物館	20
12	包括	堺市	堺市博物館	11
13	中核	神戸市	神戸市立博物館	12
14	包括	岡山市	岡山シティミュージアム	2
15	中核	北九州市	北九州市立自然史・歴史博物館	16
16	包括	福岡市	福岡市博物館	14
17	中核	熊本市	熊本博物館	9

※有効回答が得られなかった横浜市歴史博物館は除く。

3 学芸員へのヒアリング

現在の博物館施設等における管理運営状況や今後の博物館施設等の在り方についての意見を聴くため、本市の博物館施設等に所属する学芸員にヒアリングを行った。

■主な意見等

資料の収集・保存の現状

- ▶ 各施設がそれぞれ方針を定め、資料の収集・管理を行っている。
- ▶ 多くの施設で収蔵スペースが不足しているが、資料の除籍については慎重で、除籍の基準を定めている施設はないと思われる。
- ▶ 各施設で資料管理の電子化が進められているものの、本市では統一されたシステムはない。資料の種類が多岐に渡るため、全ての資料を同じシステムで管理することは難しいが、可能な範囲で管理することが必要ではないか。

各施設の連携

- ▶ 公益財団法人広島市文化財団では、各施設の学芸活動に対して中核的な役割を担う部門は設置されておらず、それぞれの施設が独立して活動している（人事及び予算管理は財団内に統括する部署がある。）。
- ▶ 施設間の学芸員の繋がりは非常に強く、日常的に資料のやり取りをするほか、企画展などで連携を行っている。

来館者の声

- ▶ 施設の設置、改修等を求める意見はなく、企画内容などイベントに関する意見が大半である。

人文社会系で取り扱うべきテーマ・トピックに関する意見

- ▶ 学校教育について、現在、各施設が個別に校外学習として受け入れて対応しているが、本市に関する歴史を網羅的に学べる施設があれば、子どもたちがより郷土に対する知識が身につく上、興味・関心を持つことにもつながるのではないか。

本市の博物館施設等の在り方に関する意見

- ▶ 「ひろしまWEB博物館」で考古遺物を軸とした通史のデジタル展示を行っているが、こうした展示だけでなく実物展示を含めた本市の通史を知ることができる施設が必要ではないか。
- ▶ 現在は、各施設がそれぞれ企画展のテーマ設定を行うなど、裁量権が大きく円滑な運営が行われている。
- ▶ 現在は、各施設にコストや人材が分散しているが、施設を集約した方が効率的だと思う。
- ▶ 博物館施設として建設された施設であれば、展示空間や保存環境が十分に確保できるが、既存の建物を改修する場合は、天井の高さや部屋の広さなどの空間の制約を受けたり、保存環境が十分に確保できないおそれがある。

4 本市に必要な博物館施設の機能等（たたき台）

第1回在り方検討での御意見等を基に、本市に必要な博物館施設の機能等について、以下のとおりたたき台を整理した。

1 本市における人文社会系博物館の中核的役割を担う施設

- 本市に関する歴史を網羅的に取り扱うとともに、通史展示を行う施設
- 資料のデジタル化を進めるなど、市内博物館のデータを集中的に取り扱う施設
- 連携中枢都市である本市として、広島広域都市圏の人文社会系博物館の連携拠点となる施設
- 本市に関する人文社会系全体の歴史資料を調査・研究する拠点となる施設

2 歴史学習の拠点として学びの機会を提供する施設

- 本市の歴史を学べる拠点となる施設
- 校外教育の受入れなど、本市の歴史教育に寄与する施設

3 文化観光の拠点として地域の活性化に貢献する施設

- 本市の歴史を発信する観光拠点として、国内外から多くの人々が訪れる施設

4 あらゆる人々が訪れ、交流が生まれる施設

- こどもから高齢者、障害を持った方々など、多様な人々が訪れる施設
- 学芸員と来館者の交流が生まれる施設



これらを実現するために今後どのように進める必要があるか

（例：ハード面）

新たな博物館の
設置について

設置する場合

設置方法について

例：単独で設置、他の文化施設等の活用、民間開発の活用、複合化など

望ましい設置場所について

例：市内中心部、交通結節点など

設置しない場合

対応等について

例：WEB博物館として設置、現在の博物館施設における総合展示、各施設連携による展示など

5 本市に必要な収蔵庫の機能等（たたき台）

第1回在り方検討での御意見等を基に、本市に必要な収蔵庫の機能等について、以下のとおりたたき台を整理した。

1 資料の適切な保存環境を有する施設

- 安定した収蔵環境（温湿度管理機能、虫害予防機能など）を有する施設
- 収蔵資料の増加に対応する十分なスペースを有する施設
- 外部の博物館から、資料を借用するための十分な機能を有する施設
- 資料を適切に収集・保存を行う人員が配置されている施設

2 資料の収集・保存・除籍の方針を有する施設

- 収集・保存方針に基づいて、学芸員の管理の下、資料の収集・保存を行う施設
- 専門的知見を有する者による適切な判断の下で資料の除籍を行う施設

3 資料を適切に取り扱う体制と仕組みを有した施設

- 市内各地に分散する収蔵庫が集約化され、管理も一元化された施設
- 資料が電子データで管理され、デジタルアーカイブとして市民に公開されている施設
- 資料を適切に取り扱うために人員が配置されている施設



これらを実現するために今後どのように進める必要があるか

（例：ハード面）

・新たな収蔵庫の設置について

設置する場合

設置方法について

例：単独で設置、博物館施設と併設、他の文化施設等の活用など

望ましい設置場所について

例：博物館施設に近接など

設置しない場合

対応等について

例：既存施設の活用など

・収蔵資料の取扱いの方針の整備について

例：運用基準等の策定など

参考 収蔵資料の取扱方針の事例

収蔵庫など収蔵スペースの不足は、本市だけでなく全国的にも課題となっている。

令和元年度博物館総合調査※1によると、全国の博物館※2のうち、**57.2%の施設が資料の収蔵状態が「満杯状態」と回答している。**

一方で、**コレクションポリシー（資料の収集・保存に係る取扱方針）を明文化している施設は、全体の25.8%にとどまっております、とりわけ、「歴史」は23.5%、「郷土」は17.7%と低い結果となっている。**こうした状況の中、近年、資料の除籍を含めて**収蔵資料の取扱いを見直す動きが増えている。**

※1：公益財団法人日本博物館協会が令和元年に実施

※2：有効回答数2,314館を基にしたデータ。総合、歴史、郷土、美術、自然史、理工、動物園、水族館、動植物園、動水植物園を含む。

■他都市の博物館における見直し事例

	栃木県立博物館	奈良県立歴史民俗博物館（整備中）	熊本博物館
整備の流れ	平成26～28年の栃木県庁内の検討を経て、コレクションマネジメントの関係規定を改定整備した。	令和6～7年度に民俗資料収集・保存方針等検討委員会を設置。有識者を交えた議論から、収集・保存方針の策定を行っている。	平成30年に「熊本博物館リニューアル後の運営方針」が策定され、収集・保存活動の方針が明記された。
収集方針	県の姿を伝える資料を優先し、収蔵スペースを強く意識して採否を判断する。	郷土の風俗慣習及びこれに伴う生活用具等で 生活の推移の理解に欠くことのできない資料を保存。 「昭和以前で、奈良県の地域的特色や慣習・技術の理解に欠くことのできない民俗資料」を中心に据える案が提示されている。	市の自然、歴史及び文化に関する資料 を収集し、保存し、展示することを目的とする。 寄贈資料が多く、受入時には保存・活用の可能性の判断が求められる。
保存方針	永久的保管を目的に保存技術と施設（新収蔵庫）で万全を期す。定期確認：毎年度末に担当学芸員2名体制で保存状態・活用状況等を確認し、 各分野ごとに概ね10年間で全資料を計画的に確認。 （破損の有無、活用可能性、他館への移管可能性等）	収蔵数は約45,000点に達し、本館収蔵庫だけでなくプレハブ等で保管してきたため、 保管環境の劣化が問題化している。 方針として 劣化対策・デジタル保存の検討・施設整備を進める 旨が示されている。	資料の保存及び管理に必要な措置を講ずるものとする。 資料を長期的に保存するため、環境管理・修復・整理を行う義務 が規定されている。
活用方針	収集・保管した資料は 調査研究・展示・教育普及・他館貸出等で十分に活用することを義務付ける。	収集保存した資料を永く後世に伝えるとともに、県民が資料を通して理解を深める。 展示・研究・教育・デジタル公開を通じた積極的活用 が要綱の中心である。	展示、講座、調査研究その他の事業を行い、市民の教育及び文化の向上に資する。 展示・教育普及・研究活動を通じて資料を積極的に公開することが使命である。
除籍方針	活用の見込みがない又は他館への移管で一層有効な活用が期待できる場合、 必要に応じ資料評価委員会の意見を踏まえ、県の所定手続で受入れ先を協議。 廃棄は最終手段とし、譲渡・教育用移行・公開説明を優先することが要請される。	除籍は手順化・透明化し、譲渡やデジタル保存・お別れ展示を優先、廃棄は最終手段とする 方針を検討委員会が明記している。	除籍は慎重な選別と最終手段とする。 寄贈資料の廃棄は資料取扱審議機関で協議のうえ実施。寄託資料は返還で対応。

■川崎市市民ミュージアム資料等の取扱いに関する要綱（除籍に関する規定を抜粋）

（除籍）

第21条 市長は、破損等によりその価値を失ったと認められる資料等又は収蔵することが適当ではないと認められる資料等について、資料台帳から抹消（以下、「除籍」という。）することができる。

2 資料等を除籍する場合は、第22条に定める基準に基づき除籍資料等に関する調書を作成し、必要に応じて**専門的知識等を有する者の意見を聴取した上**で行うものとする。

3 市長は、資料等の除籍の記録を保存しなければならない。

（除籍基準）

第22条 除籍の対象となる資料等及びその基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) **破損等が著しく、修復が不可能で、展示及び調査・研究の用に供するものとして利用が困難なもの**
- (2) **社会状況等の変化により、資料価値を失ったと認められるもの**
- (3) **同種の資料を複数収蔵している場合において、社会状況等の変化により利用の可能性が低下し、複数収蔵する必要がないと判断されたもの**
- (4) 資料台帳から抹消することが適当と認められるもの
- (5) 令和元年東日本台風により被災した収蔵品で、「川崎市市民ミュージアム被災収蔵品の取扱について」（令和2年7月21日市民文化局長決裁）に基づき処分としたもの